

# 介護予防訪問介護サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、厚生労働省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## 1. 業者の概要についてご説明します。

事業者名称	株式会社銭形企画		
本社所在地	〒600-8357 京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594 番 33		
電話番号	075-353-4899	FAX 番号	075-276-5195
代表者	代表取締役 上野 初子		
事業所名	銭形企画訪問介護事業所	指定番号	京都府 2670400411 号
所在地	〒600-8357 京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594 番地 13		
電話番号	075-353-4880	FAX 番号	075-353-4891
管理者	笹島 真基子		
開所年月日	平成 18 年 4 月 1 日		
他に営む 介護事業	介護保険法による居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、介護 予防通所介護事業 障害者総合支援法による計画相談支援事業、居宅介護等事業、生活介護事 業、移動支援事業		

## 2. 当事業所が掲げる事業目的及び運営方針・事業所理念は以下のとおりです。

事業の目的	訪問介護員（ホームヘルパー）が要支援状態にある高齢者に対して適正な 介護予防訪問介護を提供することを目的とする。
運営方針	事業所の訪問介護員等は要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する 能力を最大限活用し、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般 にわたる支援を行う。
事業所理念	私たち銭形企画は「あなたに会えてよかった」と思っただけのような 活動を目指します。 ①その人がその人らしく生活して行くための支援をさせていただきます。 ②地域に根ざし、地域に開かれた事業所として歩みます。 ③他の社会資源と連携をとり、総合的支援を目指します。

## 3. 当事業所の人員体制は以下のとおりです。

	常勤	非常勤	合計	
管理者	1名		1名	
サービス提供責任者	4名		4名	
従事者	介護福祉士	9名	3名	29名
	基礎研修修了	2名	1名	
	2級ヘルパー	3名	11名	

4. 当事業所の営業時間は次のとおりです。

営業日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日を除く。）
事務所受付時間	AM9：00からPM6：00まで
サービス提供時間	AM7：30からPM22：00まで

5. 当事業所の通常のサービス実施地域は京都市内です。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金（介護保険給付対象サービス）

当事業所では訪問介護員がご自宅を訪問し、介護保険制度に基づく介護予防訪問介護サービスをご提供します。

《サービス種類》

訪問介護サービスには次の2種類があります。

身体介護	入浴・排せつ・食事・通院介助(但し、病院迄の道程における同行介助のみ)等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※ 上記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行います。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回

《サービス利用料金》

平成24年4月介護報酬改定により、「介護職員処遇改善加算（4%）」が以下の料金に加算されます。

☆ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割合又は増額はしません。

	I.概ね週1回	II.概ね週2回	III.概ね週3回
利用額	13,118円	26,236円	41,612円
うち介護保険から 給付される金額	11,806円	23,612円	37,450円
利用者負担額	1,312円	2,624円	4,162円

①初回加算 2,140 円/月（自己負担額 214 円/月）

新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら介護予防訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

②生活機能向上連携加算・・・1,070 円/月（自己負担額 107 円/月）

介護予防訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリ専門職（理学療法士等）が、同時に利用者宅を訪問し、両者共同によるアセスメントに基づき訪問介護計画を作成し、サービスの提供を行った場合に加算します。

《割増料率・割引料率》

以下の場合には、利用料金が割増または割引となります。

通常時間外のサービス提供	夜間（午後6：00～午後10：00）	25%割増
	早朝（午前6：00～午前8：00）	25%割増
	深夜（午後10：00～午前6：00）	50%割増
2名の訪問介護員によるサービス提供		2倍の料金

《交通費》

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をご負担いただきます。

《その他》

☆利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から返戻されます（償還払い）。また介護予防サービス支援計画（ケアプラン）が作成されていない場合も同様の取り扱いとなります。償還払いでは、利用者の保険給付の申請に際し「サービス提供証明書」が必要となりますので、事業所に交付請求を行ってください。

☆介護報酬の改正等により介護保険からの給付額に変更があった時は、変更された額に應じて、利用者の自己負担額も変更となります。

## 7. キャンセル

利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、利用予定の前日までに事業所に申し出てください。

サービス利用の変更の申し出に対しては、訪問介護員の稼働状況などにより対応できない場合がありますのでご了承ください。

## 8. 利用料金の支払方法について

サービス利用にかかる料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法にてお支払いください。

- |                    |
|--------------------|
| ア. 金融機関口座からの自動引落とし |
| イ. 現金払い            |

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### 《サービス提供を行う訪問介護員》

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### 《訪問介護員の交替》

#### ①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### 《サービス実施時の留意事項》

#### ①訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア. 医療行為                             |
| イ. 介護保険制度が規定する介護予防訪問介護以外のサービス       |
| ウ. 預貯金の引き出しや預け入れ、預貯金通帳や証券の預かり       |
| エ. 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受      |
| オ. 利用者の家族等に対するサービスの提供               |
| カ. 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙      |
| キ. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ク. その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為           |

#### ②備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### 《個人情報の取り扱いについて》

- ①当事業所では、適正な訪問介護の提供を図るため、ご利用者やご家族の個人情報をお聞きします。
- ②当事業所は、ご利用者及びご家族の個人情報の流出、紛失、誤用を防止するため、個人情報を厳重に管理するほか、職員及び退職者、並びに関係者に対し、個人情報保護について教育・啓発・周知を徹底します。
- ③当事業者は、ご利用者の緊急時において医療機関等の求めに応じ、ご利用者の生活に関する情報、傷病に関する情報、ならびにご家族の連絡先等の情報を提供できるものとします。
- ④当事業所は、利用者に係る他の居宅介護サービス事業者等との連携を図るため、ご利用者及びご家族の事前の同意を得た上で、利用者またはご家族等の個人情報をサービス担当者会議に提出または照会できるものとします。

## 10. 苦情・相談の受付について

### 《苦情の受付》

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口責任者 笹島真基子（管理者）

○電話番号 075-353-4880

○受付時間 月曜日～土曜日 午前9：00～午後6：00

### 《その他苦情受付機関》

社会福祉法第83条により、介護事業者に対する苦情受付のための第三者機関が設置されています。その他当事業所では第三者委員を設置しています。

京都府国民健康保険団体連 合会・介護相談係	TEL：075-354-9090 FAX：075-354-9055 受付時間：午前9：00～午後5：00 (土・日・祝日は除く。)
第三者委員 増田 喜久二 氏 淳風学区消防団 副分団長 橋本 珠美 氏 産業カウンセラー	TEL：075-353-4880 FAX：075-353-4891 受付時間：午前9：00～午後6：00 ※当事業所より紹介いたします。

## 11. 緊急時・事故発生時の対応方法

- ① 利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不

可抗力による場合を除き速やかに契約者に対して損害を賠償します。

但し、契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

- ③ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
  - ④ 事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。
  - ⑤ 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
  - ⑥ 必要に応じて市町村へ連絡します。
- 緊急連絡先 株式会社銭形企画
  - 電話番号 075-353-4880
  - 受付時間 月曜日～日曜日 午前9時～午後6時
- ・・・時間外においては携帯電話への転送により可能な限り受け付けます。

介護予防訪問介護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

### 事業者

(事業者名) 株式会社銭形企画 銭形企画訪問介護事業所

(所在地) 京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594-13

(代表者) 上野 初子 印

(説明者) 印

私は、本書面により、事業者から介護予防訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

### 利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人) 印 続柄 ( )